

台風等による悪天候のため登校が困難と思われる場合の措置の目安

八王子市に出される警報について

- (a) 『大雨、洪水、暴風』の中から複数
- (b) 『大雪』
- (c) 『特別警報』

(1) 平常授業の時

登校する際に上記(a)か(b)、または(c)の警報が出ている場合は自宅で学習する。

ただし、

- (i) 朝8時までに警報が解除された場合は、3時限より授業を行う。
- (ii) 朝10時までに警報が解除された場合は、5時限より授業を行う。
- (iii) 警報が解除されなかった場合は、自宅で学習することとする。

(2) 定期考査の期間

朝6時の時点で上記(a)または(b)の警報が出ている場合は、自宅で学習すること。その日に予定していた考査は、考査最終日の翌授業日に実施する。

(3) 注意事項

- (i) 生徒の安全が第一なので、自宅のある区市町村及び通学途上の区市町村にも、上記の規定を適用する。
- (ii) あくまで警報の場合の措置であり、「注意報」の場合は利用交通機関の状況に応じて無理をしないように登校すること。
- (iii) 学校への問い合わせは極力避けること。

(4) 運用における補足

- ・ 通常の通学に利用している交通機関が運休の場合は、自宅で待機すること。
(JR横浜線、JR中央線、京王線など)
- ・ 注意報の場合でも安全には十分注意して、無理をしないように登校すること。
- ・ もし事故が起きた場合には速やかに学校に連絡すること。
- ・ 警報等にもかかわらず登校した場合は、指示があるまで教室に待機すること。下校については担任等の指示に従うこと。